

地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会（第6回）

1 開催日時等

- 開催日時：平成27年9月29日（火）15：00～17：00
- 場 所：共用801会議室（総務省8階）
- 出席者：小西座長、稲垣委員、江夏委員、大塚委員、小室委員、迫田委員、
関口委員
内藤大臣官房審議官、松田地方債課長、菅原公営企業課長、
澤田財務調査課長 他

2 議題

- (1) 前回の議論における主な意見
- (2) 地方自治体の財政指標に関する発表
- (3) 地方公共団体財政健全化法の課題への対応及び地方公共団体の財政分析のあり方について（案）
- (4) 地方債の発行に関する国の関与の在り方について（案）
- (5) 意見交換

3 配布資料

- 資料1 前回の議論における主な意見
- 資料2 小西座長提出資料
- 資料3 地方公共団体財政健全化法の課題への対応及び地方公共団体の財政分析のあり方について（案）
- 資料4-1 地方債の発行に関する国の関与の在り方について（案）
- 資料4-2 地方債の発行に関する国の関与の在り方について（案）参考資料

4 次回研究会日程

第7回研究会については、平成27年11月開催予定。

5 概要

- 小西座長より、資料2について説明
- 事務局より、資料3及び資料4-1について説明
- 出席者からの主な意見

○地方公共団体財政健全化法の課題への対応について

- 単コロ、オーバーナイト、年度を越えた基金の繰替運用等、より実態を把握した上で、それを見えるように反映していこうという方向感であり、透明性が高まるという方向で非常に良い。
- 特に年度を越えた基金の繰替運用は、繰替運用を行ったときには、地方債でもなく収入が立って、その後、年度をずっとまたいで運用している場合に、将来負担比率の算定上、充当可能基金からの控除を徹底しておかないと、実施している団体と実施していない団体の違いが非常に分かりにくいので、(充当可能基金からの控除を徹底するという) 対応案について違和感はない。
- 公有地信託については、非常に専門性の高い分野であるので、公有地信託の有識者の意見を今後聞きながら、より精緻にしていきたい。また、実態に合わない手法になってしまうと本末転倒なので、実態面も含めて、引き続き事務局で調査していただきながら、詰めていただきたい。
- 基本的に単コロ、オーバーナイト、公有地信託等の今まで見えにくかったリスクを将来負担比率として捉える方向というのは、市場にとっては非常に歓迎される方向だと思う。しかし、これらのリスクを含めた場合、比率は実態を変えるものではないが、悪化するので、投資家にできるだけ早めに分かりやすく周知徹底をすれば、市場へのインパクトは押さえられるのではないかと思う。

○地方公共団体の財政分析のあり方について

- 財政の健全化ということで判断するとなると、確かに企業会計では貸借対照表で企業の支払い能力を評価するけれども、地方公共団体の場合の貸借対照表は、将来の支払い能力とは切り離して考えるべき。
- 債務の返済に関しては、フローの関係で見ている償還可能年数は意味があると思う。
- 過去からの資金の運用が適切に行われてきたのかを見るという点で、貸借対照表の資産情報を使うことに大きな意味があると考えている。その点では、有形固定資産だけでなく、出資金や投資に注意を払うことも必要である。資産として示されている過去の実績を踏まえて今後の財政運営を行っていくことは必要だと思う。

- ・ 組み合わせ分析で将来負担比率を縦軸に使っているが、実際には将来負担比率が「－」になっている（将来負担比率が生じていない）団体も相当数あることに注意する必要がある。将来負担比率が「－」である団体にとっての組み合わせ分析の意味も示す必要があるのではないか。
- ・ 財政力指数が 1 に近い団体で財政状況が厳しくなっている場合もある。単純に財政力指数が高ければ余力があるとは言えず、実際の歳出と合わせて見ていく必要があるのではないか。
- ・ 経常収支比率について、従来 80% を超えると財政構造が弾力性を失いつつあるとされてきたが、今後は経常収支比率やその分子の内訳の経年比較や類団比較を促進する方向で検討したいという方向性に関しては、実態にそぐう方向になるので良いと思う。
- ・ 政令指定都市等から、実質公債費比率の算定には都市計画税が入っているが、経常収支比率には入れないのかという声を聞いており、できればそういった点も整理していただきたい。
- ・ 資産老朽化比率の算定に係る耐用年数について、実際の耐用年数と法定耐用年数が一致するケースは、民間でも自治体でも当然あり得ない話なので、あくまでも目安なのかもしれないなと思う。
- ・ 一定の手入れをしていけば耐用年数よりも長く使えるということはあるし、逆に手入れをあまりしていなければ耐用年数すらもたないような建物も自治体には結構ある。その点は、資産老朽化比率そのものを定点分析してもなかなか見えてこないが、経年比較や、他団体との比較など、補足的に説明することによって、一定程度の分析が出てくるのではないか。
- ・ 債務償還可能年数の算式について、分母に業務収入、分子に将来負担と充当可能基金があり、業務収入は、業務収入に減収補填債や臨財債発行額を実態に応じて足している点は、まさに実態に合わせる形だと思う。ただし、臨財債を発行したが、それを財政調整基金等に積み立てておくと、債務償還可能年数が随分短くなることもあるので、短くしようとすると操作できる余地ももしかしたらあるのではないかという点が、懸念として感じた。
- ・ 資産老朽化比率は、社会の問題意識として有意義な視点だと思う。ただ、この比率が良いのか悪いのかは、どう判断したらいいのか。他団体との比較や、経年比較で判断していくのだろうが、この指標をもって、どういう財政状況かということをしつかりと自治体が説明していけることが重要だと思うので、この指標をどういうふうに見るといいのか等も合わせて導入

する場合には広めていただきたい。

- ・ 財政比較分析表における財政指標一覧という表が掲げられているが、それぞれの指標をどういう意識で見るのかという観点では、よくまとまっている表だと思うが、それぞれ対象となる範囲を整理したほうが、より分析がしやすくなるのではないか。

○地方債の発行に関する国の関与の在り方について

将来負担比率

- ・ 将来負担比率における協議不要基準を緩和することのだが、仮に多額の地方債を発行したとしても他のフロー指標により捕捉されること、今回の意見聴取におけるストック指標をあまり意識していないという意見を考慮すると、極端な意見かもしれないが、将来負担比率における協議不要基準を廃止しても良いのではないか。
- ・ スtock指標はフロー指標と異なり、切迫した財政悪化を示す指標ではないため、健全化法における財政再生段階がなく、現行の地方債制度においても許可が設定されていない。
一方で、市場関係者（20社）への意見聴取によると、全体の約3分の1が将来負担比率の緩和へ心配を抱いている状況であり、健全化法において、財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図る必要があるとされている団体に対して届出により地方債の発行を可能とすることは、地方債全体に対する信用維持の観点から本当に大丈夫なのかという懸念があり、今回の見直し案では、緩和は早期健全化基準未満としている。
- ・ 将来負担比率における早期健全化段階の団体に、健全化法による許可手続が設けられていないので、今回の見直し案の通り、協議不要基準の緩和を早期健全化基準未満とするのは妥当ではないか。

地方債のリスク・ウェイトゼロ

- ・ 今回の見直し案は、地方債のリスク・ウェイトゼロについて重々配慮した案となっているのではないか。
- ・ バーゼル規制においては、自国通貨建ての地方公共団体向けエクスポージャーについて、当局（金融庁）がソブリンと同じように扱うかどうかを決めることとなっているが、今回の見直し案について、金融庁は、現行の地方債のリスク・ウェイトゼロという取扱いへの影響をどのように考えているのか。

- ・ 金融庁に事前に確認したところ、今回の見直し案においては、地方債のリスク・ウェイトをゼロと判断している理由に事情変更がないため、現行の地方債のリスク・ウェイトゼロという取扱いに影響はないとの回答を得ている。

その他

- ・ 関係者の意見を聴取した結果としてまとまってきていると思うので、今回の見直し案については、改めて問題ないと確認ができた。
- ・ 届出と協議の違いは、同意等基準に適合するか否かの判断をどの時点であるのかということであり、赤字団体でない限りは、ある程度届出と協議の違いをわざわざ設ける必要はない、将来負担比率については、早期健全化までいけば届出を認めることはいかがなものかという案となっている。また許可については、適債性があったとしてもいざとなれば発行できない状態を法的に国が担保しているということであり、その基準は変更しない案となっている。今回の見直し案については、理屈として理解できるものではないか。
- ・ 今回の制度見直しの内容については、理屈のある改正であるので、地方公共団体及び市場関係者へ丁寧に周知・説明をしていけば理解してもらえるのではないか。
- ・ 4月の新発債条件決定を可能とする運用の見直しや協議における提出期限を遅らせるという運用の見直しは、地方公共団体にとって有難い内容である。
- ・ 現在、財政融資資金と機構資金の金利は同じであるため、機構資金を選びたいという声があるが、機構資金も限りがあることを考慮すると、財政融資資金の借入手続の簡素化については、大変前向きな見直しなのではないか。

以上